

川崎市猫の不妊及び去勢手術等補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第45号）第2条に基づき猫の不妊又は去勢手術（以下「手術」という。）等を行う飼い主等に対し、手術等に要した費用の一部を補助することで、手術の必要性を普及啓発し、猫の不必要な繁殖及び飼い主のいない猫の増加を抑え、動物愛護の気風を高めるとともに、生活環境の保全上の支障を防止することを目的とする。

(補助の対象者)

第2条 補助を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本市の区域内に住所を有し、市内において飼養管理されている猫の飼い主（以下「飼い主」という。）
- (2) 本市の区域内に住所を有し、市内において所有者の判明しない猫を責任をもって世話している者（以下「所有者の判明しない猫の世話をする者」という。）
- (3) 川崎市地域猫活動支援要綱第4条に規定する川崎市地域猫活動サポーターの代表者（以下「地域猫活動サポーター代表者」という。）

(獣医師の指定申請及び指定等)

第3条 この要綱に係る猫の手術に協力する獣医師（以下「協力獣医師」という。）として指定を受けようとするときは、川崎市猫の不妊及び去勢手術等補助指定獣医師指定申請書（第1号様式）に、獣医師法（昭和24年法律第186号）第7条に規定する獣医師免許証の写しを添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、次の各号に掲げる要件について速やかに審査し、指定の可否を決定するものとする。

- (1) 獣医療法（平成4年法律第46号）第3条の規定に基づき診療施設を開設し、又は同法第5条第1項の規定に基づき診療施設を管理している獣医師であること。
- (2) 申請に係る診療施設は、市内、市内を除く神奈川県内及び東京都内のうち別表に掲げる本市に隣接する区市内に存在するものであること。

3 市長は、前項の規定により、協力獣医師として指定する獣医師（以下「指定獣医師」という。）と決定したときは、川崎市猫の不妊及び去勢手術等補助指定獣医師指定書（第2号様式。以下「指定書」という。）を交付するも

のとする。

- 4 市長は、第2項の規定により協力獣医師として指定しないと決定したときは、川崎市猫の不妊及び去勢手術等補助指定獣医師不指定通知書（第2号様式の2）により申請者に通知するものとする。
- 5 指定獣医師は指定書に記載した事項、診療施設電話番号又はメールアドレスに変更が生じたとき、川崎市猫の不妊及び去勢手術等補助指定獣医師指定事項変更届出書（第2号様式の3）に、指定書を添えて市長に届け出るものとする。
- 6 指定獣医師は、協力獣医師としての指定を辞退する場合には、川崎市猫の不妊及び去勢手術等補助指定獣医師指定辞退届出書（第2号様式の4）に、指定書を添えて市長に届け出るものとする。
- 7 市長は、指定獣医師が第2項各号に掲げる要件に該当しなくなったと判断したときには、指定の解除を川崎市猫の不妊及び去勢手術等補助指定獣医師指定解除通知書（第2号様式の5）により通知するものとする。
（識別措置等）

第4条 当該申請に係る猫のうち、次項各号に掲げるものについては、当該猫の耳の先端切除（以下「耳先カット」という。）を行うことを補助金交付の要件とする。

- 2 前項は、次の場合に適用する。
 - (1) 「申請者が市内において責任を持って世話している所有者の判明しない猫」（以下「所有者の判明しない猫」という。）又は「川崎市地域猫活動サポーター登録要綱第4条第1項第2号又は第6条第1項第2号に規定する地域猫活動の対象猫」（以下「活動対象猫」という。）に対し、手術を実施する場合。
 - (2) 「所有者の判明しない猫」又は「活動対象猫」について、手術の実施を目的として捕獲等を行った結果、既に手術済みであったことが確認できた場合、又は形成不全その他の理由により手術が不可能であることが判明し、かつ指定獣医師が生殖不能であると判断した場合で、当該猫（以下「手術不要猫」という。）に対し麻酔等の必要な処置（以下「処置」という。）を行った場合。
- 3 前各項にかかわらず、所有者の判明しない猫について、手術及び処置後に申請者が当該猫を所有して飼養管理する場合又は譲渡を目的として一時的に飼養し、捕獲場所に戻さない場合は、耳先カットの実施を要しない。
- 4 指定獣医師は、当該申請に係る猫に手術又は処置を実施後、宛名を申請者とし、病院名、病院所在地、発行日、手術等実施日、手術又は処置の内容及

び金額の内訳等を記載した当該手術又は処置に係る領収書を補助対象者に発行すること。

(補助金の額)

第5条 市長は、手術又は処置に要した費用の一部として次の額を補助するものとする。

ただし、申請者が支払った施術費用の額が補助上限額未満の場合は当該費用と同額を交付することとする。

- | | | | |
|--------------------------|----------------|-------|---------|
| (1) 申請者が所有し市内において飼養管理する猫 | 不妊手術の場合 | | |
| | | 1頭につき | 5,000円 |
| (2) 申請者が所有し市内において飼養管理する猫 | 去勢手術の場合 | | |
| | | 1頭につき | 5,000円 |
| (3) 所有者の判明しない猫 | 不妊手術の場合 | 1頭につき | 5,000円 |
| (4) 所有者の判明しない猫 | 去勢手術の場合 | 1頭につき | 5,000円 |
| (5) 活動対象猫 | 不妊手術の場合 | 1頭につき | 10,000円 |
| (6) 活動対象猫 | 去勢手術の場合 | 1頭につき | 10,000円 |
| (7) 所有者の判明しない猫 | 手術不要猫に処置を行った場合 | | |
| | | 1頭につき | 5,000円 |
| (8) 活動対象猫 | 手術不要猫に処置を行った場合 | | |
| | | 1頭につき | 10,000円 |

(補助の範囲)

第6条 市長は、第2条第1号及び第2号に該当する者（飼い主又は所有者の判明しない猫の世話をする者）の場合は、申請年度内に1世帯につき8頭を超えない範囲で補助するものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、川崎市猫の不妊（去勢）手術等補助金交付申請書（第3号様式及び第3号様式の2。以下「補助金交付申請書」という。）に指定獣医師の発行する川崎市猫の不妊（去勢）手術等実施証明書（第4号様式）、補助金振込先金融機関の通帳等の写し及び第4条第4項に規定する当該手術又は処置費用の領収書の写しを添えて市長に申請するものとする。

2 第2条第1号及び第2号に該当する者（飼い主又は所有者の判明しない猫の世話をする者）が、補助金の交付を受けようとする場合は、申請者の現住所が確認できる書類（運転免許証、健康保険の資格確認書、住民票の写し等）の提示又は写しを添付するものとする。

3 第2条第3号に該当する者（地域猫活動サポーター代表者）が、活動対象

猫の不妊及び去勢手術等について申請する場合は、当該猫の手術後の写真を添付するものとする。

- 4 第1項の申請の対象となる不妊去勢手術等の実施期間は、当該年度開始月の前月から翌年の2月までとする。また、申請期間を4月1日から翌年の3月31日の開庁時間内までとし、3月31日が土曜日又は閉庁日の場合は、前開庁日の開庁時間内までとする。

(交付の決定等)

第8条 市長は、補助金交付申請書を受理したときは、速やかに補助金交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の可否の決定に際して疑義が生じた場合は、診療記録等可否の決定に必要な書類の確認及び提出について、申請者及び指定獣医師に求めることができる。

- 3 市長は、第1項の規定により補助金を交付すると決定したときは、川崎市猫の不妊（去勢）手術等補助金交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

- 4 市長は、第1項の規定により補助金を交付しないと決定したときは、川崎市猫の不妊（去勢）手術等補助金不交付決定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

- 5 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したときは、既に交付した補助相当額を返還させることができる。

(申請書の経由)

第9条 申請者は、補助金交付申請書を申請者の住所を所管する保健所支所長を経由して市長に申請するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成3年5月1日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

(飼い犬等の避妊及び去勢手術補助要綱の廃止)

- 2 飼い犬等の避妊及び去勢手術補助要綱は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年川衛環食第957号)

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年川健生第655号)

この要綱は、平成11年11月1日から施行する。

附 則 (平成11年川健生第1071号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱等の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則 (平成16年川健生第674号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年8月10日から施行する。

附 則 (平成17年川健生第349号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年6月8日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に川崎市飼い犬等の不妊及び去勢手術補助要綱第3条第2項の規定による川崎市飼い犬等の不妊及び去勢手術補助指定獣医師指定書が交付されている者は、改正後の要綱第3条第1項の規定による申請の際に、同項に規定する添付書類を省略することができる。

附 則 (平成17年川健生第1956号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱等の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則 (平成18年川健生第1787号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱等の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則 (平成25年川健生第1201号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年3月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱等の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則 (平成30年川健生第827号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱等の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を追記した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則 (平成31年川健生第827号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱等の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則 (令和2年川健生第241号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年川健生第2863号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱等の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則 (令和4年川健生第1734号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱等の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

- 3 第6条第4項の申請の対象となる不妊去勢手術の実施期間は、令和5年度にあつては、年度開始月から翌年の2月までとする。

附 則 (令和7年川健生衛第2503号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年12月2日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の要綱等の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。
附 則 (令和7年川健生衛第3710号)
(施行期日)
- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際、改正前の要綱等の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。
- 3 令和8年3月1日から同年3月31日までに実施された不妊又は去勢手術(以下「3月手術分」という。)に係る補助金の申請は、以下のとおりとする。
 - (1) 補助金額は改正前の額を適用する。
 - (2) 領収書の添付は不要とする。
 - (3) 改正前の要綱等の規定により調製した帳票や様式を使用する。
- 4 令和8年4月1日以降に実施された手術(以下「4月以降手術分」という。)に係る申請に用いる帳票は、原則として改正後の様式(第3号様式、第3号様式の2及び第4号様式)を用いなければならない。ただし、帳票の取扱いについては第2項の規定による。
- 5 手術不要猫の処置に要した費用の補助に係る申請は、令和8年4月1日以降に実施された処置(手術不要猫に係る麻酔、耳先カット等)に限り受け付けるものとする。

別表 (第3条第2項第2号関係)

	対象区市
東京都	大田区、世田谷区、狛江市、調布市、稲城市、多摩市、町田市

第1号様式

川崎市猫の不妊及び去勢手術等補助指定獣医師指定申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者 住 所

獣医師氏名

電話 ()

次のとおり川崎市猫の不妊及び去勢手術等補助指定獣医師として指定を受けたいので、川崎市猫の不妊及び去勢手術等補助要綱第3条第1項の規定により申請します。

1 施 設 名

2 所 在 地

3 電 話 番 号

4 メールアドレス

5 獣 医 師

(1) 獣医師氏名

(2) 獣医師免許 登録年月日 年 月 日

登 録 番 号

(3) 診療施設開設獣医師 ・ 診療施設管理獣医師

(注) 添付書類 獣医師法第7条に規定する獣医師免許証の写し

第2号様式

川崎市猫の不妊及び去勢手術等補助指定獣医師指定書

川崎市指令 第 号

施設名

所在地

獣医師氏名 様

年 月 日に申請のありました川崎市猫の不妊及び去勢手術等補助指定獣医師の指定については、上記獣医師を川崎市猫の不妊及び去勢手術等補助要綱第3条第3項の規定により指定します。

年 月 日

川崎市長 印

第2号様式の2

川崎市猫の不妊及び去勢手術等補助指定獣医師不指定通知書

川崎市指令 第 号
年 月 日

様

川崎市長 印

年 月 日付けで申請のありました川崎市猫の不妊及び去勢手術等補助指定獣医師については、次の理由により指定できませんので通知します。

理由

.....
.....
.....

第2号様式の4

川崎市猫の不妊及び去勢手術等補助指定獣医師指定辞退届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

届出者 住 所

獣医師氏名

電 話 ()

川崎市猫の不妊及び去勢手術等補助指定獣医師指定を辞退したいので、川崎市猫の不妊及び去勢手術等補助要綱第3条第6項の規定により、届け出ます。

施 設 名		
施設所在地	〒	
	TEL	
指定獣医師名		
獣医師免許	登録年月日	年 月 日
	登録番号	
辞退の理由		

(注)

- 1 川崎市猫の不妊及び去勢手術等補助指定獣医師指定書を添付してください
- 2 指定獣医師が死亡等で届出できないときは、親族等代理人が速やかに届け出てください。

第2号様式の5

川崎市猫の不妊及び去勢手術等補助指定獣医師指定解除通知書

川崎市指令 第 号
年 月 日

様

川崎市長 印

川崎市猫の不妊及び去勢手術等補助指定獣医師については、次の理由により解除しましたので通知します。

理由.....
.....
.....

第3号様式 (区役所衛生課保管)

川崎市猫の不妊(去勢)手術等補助金交付申請書

申請日 年 月 日

申請者 ※対象3の場合は グループ代表者	住所	川崎市 区		
	フリガナ		電話	
	氏名			

対象 ※1・2・3 いずれかに○	1 申請者が所有し、市内で飼養管理する猫			
	2 申請者が市内で責任を持って世話をしている所有者の判明しない猫			
	3 川崎市地域猫活動サポーター登録要綱第4条第1項第2号又は第6条第1項第2号に規定する地域猫活動の対象猫			
性別 ※1又は2に○	1 メス		2 オス	
猫の種類	【例：雑種・マンチカン等】		猫の呼び名	【例：たま・ミケちゃん等】
猫の年齢	歳	ヶ月	猫の毛色	【例：黒トラ・グレー等】

補助金振込先	金融機関名			1 銀行	2 信用金庫
				3 信用組合	4 ()
	支店名			1 本店	2 支店
				3 出張所	4 ()
	預金種目	1 普通	2 当座	3 貯蓄	口座番号
	口座名義 カナ				

猫の不妊(去勢)手術等補助金の交付を受けるため、別紙の川崎市猫の不妊(去勢)手術等実施証明書添付して申請します。
なお、手術に係る延滞及び処置の結果生じた問題は当事者間で解決し、市に対し損害賠償等を請求しません。

(宛先) 川 崎 市 長

提示又は 写しの添付 (対象1・2のみ)	申請者の現住所が確認できる書類として、個人番号カード、運転免許証、健康保険の資格確認書、住民票等1点(※有効期限があるものは期限内のものに限る。写しの提出には、申請者の氏名及び住所記載面のコピー要。)
添付 (対象全て)	補助金振込先金融機関の通帳等の写し (通帳の表紙の裏側部分等、口座名義人のふりがな、口座番号等が確認できるもの、口座名義人は申請者と同一であること。)
添付 (対象全て)	手術等の費用の領収書の写し(領収書の宛名は申請者名であること、病院名、病院所在地、発行日、手術等実施日、手術又は処置の内容及び金額の内訳が確認できること。)
添付 (対象3のみ)	当該猫の手術後の写真(耳先カットが判別できるもの。)

- ・この前向き交付は、当該年度予算がなくなり次第終了となりますので御了承ください。
- ・3月中に実施した手術の申請期間は、翌年度(同年4月から)の申請となりますので御注意ください。

(申請者一区役所衛生課)

[衛生課処理欄]

《対象1又は2のみ》 現住所確認書類 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険の資格確認書 <input type="checkbox"/> その他()	補助額 <input type="checkbox"/> 6,000円 <input type="checkbox"/> その他()円
《対象3のみ》 グループNo. () 対象猫管理番号 ()	

川崎市 区役所衛生課 第 号

第3号様式の2 (健康福祉局保管)

川崎市猫の不妊(去勢)手術等補助金交付申請書

申請日 年 月 日

申請者 ※対象3の場合は グループ代表者	住所	川崎市 区		
	フリガナ		電話	
	氏名			

対象 ※1・2・3 いずれかに○	1 申請者が所有し、市内で飼養管理する猫
	2 申請者が市内で責任を持って世話をしている所有者の判明しない猫
	3 川崎市地域猫活動サポーター登録要綱第4条第1項第2号又は第6条第1項第2号に規定する地域猫活動の対象猫

性別 ※1又は2に○	1 メス	2 オス
---------------	------	------

猫の種類 [例: 雑種・マンチカン等]	猫の呼び名 [例: たま・ミケちゃん等]
------------------------	-------------------------

猫の年齢	歳 ヶ月	猫の毛色 [例: ホワイト・グレー等]
------	------	------------------------

補助金振込先	金融機関名	1 銀行 2 信用金庫 3 信用組合 4 ()			
	支店名	1 本店 2 支店 3 出張所 4 ()	店番号		
	預金種目	1 普通 2 当座 3 貯蓄	口座番号		
	口座名義 カナ				

猫の不妊(去勢)手術等補助金の交付を受けるため、別紙の川崎市猫の不妊(去勢)手術等実証証明書を添えて申請します。
なお、手術に係る処置及び処置の結果生じた問題は当事者間で解決し、市に対し損害賠償等を請求しません。

(宛先) 川 崎 市 長

提示又は 写しの添付 (対象1・2のみ)	申請者の現住所が確認できる書類として、個人番号カード、運転免許証、健康保険の資格確認書、住民票等1点(※有効期限があるものは期限内のものに限る。写しの提出には、申請者の氏名及び住所記載面のコピー要。)
添付 (対象全て)	補助金振込先金融機関の通帳等の写し (通帳の表紙の裏側部分等、口座名義人のふりがな、口座番号等が確認できるもの、口座名義人は申請者と同一であること。)
添付 (対象全て)	手術等の費用の領収書の写し(領収書の宛名は申請者名であること、病院名、病院所在地、発行日、手術等実施日、手術又は処置の内容及び金額の内訳が確認できること。)
添付 (対象3のみ)	当該猫の手術後の写真(耳先カットが判別できるもの。)

- ・この補助金交付は、当該年度予算がなくなり次第終了となりますので御了承ください。
- ・3月中に実施した手術の申請期間は、翌年度(同年4月から)の申請となりますので御注意ください。

(申請者→区役所衛生課→健康福祉局)

(衛生課処理欄)

※対象1又は2のみ 現住所確認書類 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険の資格確認書 <input type="checkbox"/> その他()	補助額
※対象3のみ グループNo. () 対象猫管理番号 ()	<input type="checkbox"/> 5,000 円 <input type="checkbox"/> その他 (円)

川崎市猫の不妊（去勢）手術等実施証明書

申請者 ※ 対象3の場合は グループ代表者	住所	川崎市 区		
	フリガナ		電話	
	氏名			
対象 ※ 1・2・3 いずれかに○	1 申請者が所有し、市内で飼養管理する猫 2 申請者が市内で責任を持って世話をしている所有者の判明しない猫 3 川崎市地域猫活動サポーター登録要綱第4条第1項第2号又は第6条第1項第2号に規定する地域猫活動の対象猫			
性別 ※ 1又は2に○	1 メス		2 オス	
猫の種類	[例：雑種・マンチカン等]		猫の呼び名	[例：たま・ミケちゃん等]
猫の年齢	歳	ヶ月	猫の毛色	[例：ネトラ・グレー等]

以下、指定獣医師記入欄

手術の実施区分	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施 注：上段太枠内の「対象1」は手術未実施の場合の補助対象ではありません。現に繁殖不能であると判断した理由（次のいずれかに○） 1 既に手術実施済 2 医学的理由（形成不全等） 3 その他（ ）
耳先カットの実施状況 （対象2・3のみ）	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施 （上段太枠内の「対象2」で、手術又は処置後に飼い猫にすることができず譲渡予定の場合）
手術又は処置実施日	年 月 日
証明日	年 月 日
施設名	
所在地	
指定獣医師名	

※ 指定獣医師の先生方へ
 上段太枠欄に内容が記載されていることを御確認の上、指定獣医師記入欄に記入いただきますようお願いいたします。

(申請者→指定獣医師→申請者→区役所衛生課→健康福祉局)

川崎市猫の不妊（去勢）手術等補助金交付決定通知書

川崎市指令 第 号

補助金交付額			
申請者	住所	川崎市 区	
	氏名	様	
手術等の内容	不妊（メス） ・ 去勢（オス） ・ 手術不要猫の処置（※）		
猫の種類		猫の呼び名	
猫の年齢		猫の毛色	

※飼い主のいない猫を不妊去勢手術の実施を目的に捕獲等したが、既に不妊去勢手術が実施済みであった場合や、形成不全等で不妊去勢手術が不可能であることが判明し、かつ指定獣医師が「生殖が不能である」と判断した場合に要した麻酔や開腹手術等の処置。

上記のとおり決定します。

年 月 日

川崎市長 印

第6号様式

川崎市猫の不妊（去勢）手術等補助金不交付決定通知書

川崎市指令 第 号

年 月 日

様

川崎市長 印

年 月 日に申請のありました猫の不妊（去勢）手術等補助金交付については、次の理由により交付できませんので御了承ください。

(理由)

.....
.....
.....

(健康福祉局→申請者)

川崎市 区役所衛生課 第 号